

令和5年度（2023年度）体育保健課取組の方向

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課

児童生徒が、自ら生涯にわたって心身の健康を保持増進するとともに体力の向上を図り、豊かなスポーツライフを継続するための資質と能力を育成する。

また、「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」を目指し、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造を図るとともに魅力あるスポーツ環境づくりを進める。

〈重点努力目標〉

1 学校体育の充実と児童生徒の体力向上に向けた取組の推進

- (1) 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できる資質や能力を育成するため、体育・保健体育の授業を一層充実させるとともに、学校の教育活動全体を通して体力の向上を図る。
- (2) 「中学校における学校部活動の指針」、「高等学校における運動部活動の指針」及び「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」に基づき、適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進とともに、学校と地域が連携した持続可能な運動部活動の充実を図る。

2 保健教育・食育の充実と保健・給食管理の徹底

- (1) 生涯にわたる健康的なライフスタイルの実現に向けて、学校における保健教育及び食育の充実を図る。
- (2) 日常の健康的な生活を支えるための適正かつ計画的な保健管理及び給食管理の一層の推進を図る。
- (3) 学校内外の各種委員会や協議会等を活用した組織的対応の推進による健康課題の解決を図る。

3 「する・みる・ささえる」スポーツの推進と県立スポーツ施設の充実

- (1) 総合型地域スポーツクラブの設置促進や運営の充実、県民体育祭や「ふれあいスポーツ」等のスポーツイベントの開催、公立中学校の運動部活動における休日の地域移行と児童生徒のスポーツ環境の整備に向けた一体的な取組等により地域スポーツの推進を図る。
- (2) 指導者研修会の実施や関係団体との連携により、競技力の向上や競技の普及を図る。
- (3) 地域スポーツ指導者に対する研修会の実施や顕彰制度の活用を通して、スポーツを支える人材の育成を図る。
- (4) 県立スポーツ施設が、さらに県民が利用しやすく、各種スポーツ大会やプロ興行等が円滑に開催できる施設となるよう、適切な管理運営と計画的な改修等による機能及び魅力の向上を図る。

令和5年度(2023年度) 体育保健課 施策の重点

学 校 体 育	健 康 教 育	ス ポ ー ツ 振 興 管 理 ・ 調 整
<p>1 「生きる力」をはぐくむ体育・保健 体育学習の充実</p> <p>(1) 学習指導要領の趣旨に沿った授業の充実</p> <p>(2) 幼・小・中・高の接続を踏まえた系統性のある指導の充実</p> <p>(3) 体育・保健体育指導の手引の活用促進</p> <p>(4) 体育・保健体育の指導力向上等に関する研修会の充実</p> <p>(5) 体育・スポーツコース等の取組の充実</p> <p>2 学校の教育活動全体を通じた体力の向上</p> <p>(1) 児童生徒の体力の課題に応じた各学校におけるPDCAサイクルに基づく体力向上の取組の推進</p> <p>(2) 体力向上に役立つソフトウェアの利用及び「子供の体力向上取組事例集」の活用促進</p> <p>(3) 学校・家庭・地域と連携した運動の日常化・習慣化の推進</p> <p>(4) 体力向上優良校等の表彰及び優秀実践を活用した取組の推進</p> <p>3 適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進</p> <p>(1) 将来にわたり、生徒がスポーツに継続して親しむことができる部活動改革の推進</p> <p>(2) 「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」の周知及び学校における校内委員会の充実</p> <p>(3) 「中学校における学校部活動の指針」及び「高等学校における運動部活動の指針」に沿った活動の徹底及び指導・運営に係る体制の構築</p> <p>(4) 部活動指導員や外部指導者等、地域人材の活用促進</p> <p>4 事故防止の徹底</p> <p>(1) 体育活動中の事故及び水難事故を防止する安全指導の徹底</p> <p>(2) 武道の授業及び組体操における安全指導の徹底</p> <p>(3) 体育施設、器具等の安全管理の徹底</p> <p>(4) 事故に対する危機管理体制の充実</p>	<p>1 保健教育・食育の充実</p> <p>(1) 薬物乱用防止教室の開催をはじめとする薬物乱用防止教育の充実</p> <p>(2) フッ化物洗口の継続と歯科保健指導の充実</p> <p>(3) 発達段階に応じた性に関する指導及びびがん教育の充実</p> <p>(4) 学校給食における食に関する指導の充実</p> <p>(5) 朝食摂取等の望ましい食習慣を育む食に関する指導の推進</p> <p>(6) 研究推進校の実践を活用した取組の推進</p> <p>2 保健・給食管理の徹底</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症対策及び予防の徹底</p> <p>(2) 日常的な健康観察の実施及び健康相談の充実</p> <p>(3) 健康診断及び事後措置の徹底並びに結果の活用</p> <p>(4) 学校環境衛生管理の徹底</p> <p>(5) 学校給食実施基準に基づいた適正な学校給食の提供</p> <p>(6) 学校給食衛生管理基準及び各種マニュアルを活用した衛生管理の徹底</p> <p>(7) 県産食材を積極的に活用した郷土料理をはじめとする学校給食の提供</p> <p>3 組織的対応の推進</p> <p>(1) 学校保健委員会における課題解決に向けたテーマ設定と協体制の整備</p> <p>(2) 食物アレルギー対応委員会の設置及び基本方針策定の徹底</p> <p>(3) アレルギー対応マニュアルの整備及び職員研修の実施</p>	<p>1 地域スポーツの推進</p> <p>(1) 総合型地域スポーツクラブの設置促進及び運営の充実（登録認証制度の普及）</p> <p>(2) 県民体育祭の活性化と大会運営に係る支援</p> <p>(3) 県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業の充実</p> <p>(4) 公立中学校の運動部活動における休日の地域移行の推進</p> <p>(5) 児童生徒のスポーツ環境の整備に向けた取組の推進</p> <p>(6) 市町村におけるスポーツ推進及びスポーツ実施率向上のための支援</p> <p>(7) 安心・安全な大会運営に向けた取組の推進</p> <p>2 トップアスリートの育成・強化</p> <p>(1) 国民体育大会、九州ブロック国体等に向けた競技力向上</p> <p>(2) 競技団体の活動支援及び連携強化</p> <p>(3) 国際競技大会等で活躍する選手の育成・強化</p> <p>3 スポーツを支える人材育成</p> <p>(1) 地域スポーツ指導者の確保と育成</p> <p>(2) スポーツ推進委員の資質向上</p> <p>(3) 競技力向上に係る指導者の育成</p> <p>(4) スポーツ医・科学対策の推進</p> <p>(5) 顕彰制度の活用</p> <p>4 県立スポーツ施設の充実</p> <p>(1) 中核スポーツ施設としての機能及び魅力の向上</p> <p>(2) 県民の健康・体力及び競技力向上のための支援体制の充実</p> <p>(3) 指定管理者と連携した利用者の視点に立った施設サービスの充実</p> <p>(4) 長寿命化（個別施設）計画に基づく施設の適切な維持管理・改修等の実施</p>

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行されることとなりましたので、その内容及び留意事項等についてお知らせします。

5 文科初第 345 号
令和 5 年 4 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 章 夫

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号。以下「改正省令」という。）が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校を含む。この段落において同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定

こども園に対して、厚生労働省医政局長及び同省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただくよう併せてお願いします。

記

1. 改正の趣旨

令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行される感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号）によって、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが変更されることを踏まえ、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）に規定する学校において予防すべき感染症の種類等について所要の改正を行うこととすること

2. 改正の概要

（1）新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加（第18条第1項第2号関係）

現在、新型コロナウイルス感染症については、感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」として、施行規則第18条第2項の規定により、第一種の感染症とみなすとしているところ、感染症法上の位置付けが変更され、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しなくなることから、学校において予防すべき感染症としての位置付けを見直し、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症である第二種の感染症に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）を加えたこと

（2）新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定（第19条第2号関係）

現在、施行規則上、新型コロナウイルス感染症を第一種の感染症とみなしていることから、出席停止の期間の基準について「治癒するまで」としているところ、第二種の感染症に位置付けることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする規定を加えたこと

（3）施行期日（附則関係）

改正省令は、令和5年5月8日から施行することとしたこと

3. 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
- 施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと
- 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること

【参考】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

○事務連絡 本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

○事務連絡 別紙

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf>

4. その他の留意事項

(1) **新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について**
これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと

(2) **濃厚接触者の取扱いについて**

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われな~~い~~こととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われ~~な~~いこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと

(3) 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

また、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

なお、幼稚園等については、指導要録に「出席停止・忌引等の日数」の欄がないことから、これらの場合において、備考欄等に「非常変災等幼児又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、園長（又は校長）が出席しなくてもよいと認めた日」として、幼稚園等に出席しなかった日数を記載することも可能であること

(4) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼び掛け

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと

また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

○令和五年文部科学省令第二十二号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳^{せき}、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ ト 「略」</p> <p>チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過</p>	<p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳^{せき}、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ ト 「同上」</p> <p>「チを加える。」</p>

するまで。

三〇六 「略」

三〇六 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

事務連絡

令和5年2月8日

【重要】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和5年度における学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等について期間等の取扱いを示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項に基づく児童生徒等の健康診断の実施については、毎学年、6月30日までに実施することとされていますが（同法施行規則第5条）、令和5年度当初においても新型コロナウイルス感染症に関する従前の医療提供体制の継続が見込まれることから、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、職員の健康診断については、毎学年定期に実施するようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を

設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

1. 児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第 13 条第 1 項）の実施について

(1) 令和 4 年度の健康診断について

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしているが、まだ実施していない学校については、早急に実施すること。

(2) 令和 5 年度の健康診断について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、新型コロナウイルス感染症患者の診療対応等により、健康診断のための学校医の日程の確保が困難になるなど、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. その他の留意事項

健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

事 務 連 絡
平成28年2月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。

つきましては、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL:03-5253-4111 (内線2976)
FAX:03-6734-3794

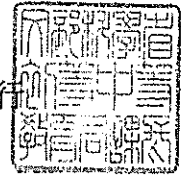
27初健食第29号

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田勝 行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

- ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電話：03-5253-4111（内線：2976）

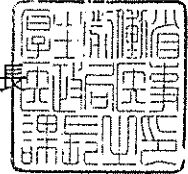


医政医発0224第2号

平成28年2月24日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について（回答）

平成28年2月1日付け27初健食第29号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いします。

事務連絡
令和4年7月19日

各都道府県・市区町村保育主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課 御中
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成28年2月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）」（平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、お示しをしているところです。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」（平成

29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）においてお示しをしているところです。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6カ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ（<https://www.buccolam.jp/>）も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

府子本第 766 号
4 初健食第 17 号
子総発 0714 第 1 号
子保発 0714 第 1 号
子子発 0714 第 1 号
令和 4 年 7 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等（以下「学校等」という。）で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童（以下「児童等」という。）がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、口腔用液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で

指示を受けていること。

- ・ 学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

医政医発 0715 第 2 号
令和 4 年 7 月 15 日

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 4 年 7 月 14 日付け府子本第 766 号、4 初健食第 17 号、子総発 0714 第 1 号、子保発 0714 第 1 号、子子発 0714 第 1 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

事務連絡
令和3年8月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

香りの配慮に関する啓発資料の活用について（依頼）

近年、柔軟剤などの香りにより体調不良を訴えるといった相談が増加していることなどを踏まえ、関係省庁が連携し、別添のとおりポスターを作成しましたので適宜掲示するなど活用をお願いいたします。

学校において児童生徒等が健康で快適に活動できる学習環境を確保するために、柔軟剤などの使用にあたっては使用量の目安などを参考に周囲の方への配慮を心がけていただくことが重要です。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）



事務連絡
令和5年4月20日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和5年度「食育月間」における食育の推進について（依頼）

この度、農林水産省において、別添のとおり令和5年度「食育月間」実施要綱が作成され、文部科学省初等中等教育局長宛てに通知されたところです。

については、本実施要綱に基づき、学校や地域において令和5年度「食育月間」における食育の取組を推進くださるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課食育推進係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2694)

FAX : 03-6734-3794





5 消安第 216 号
令和 5 年 4 月 13 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

農林水産省消費・安全局長

令和 5 年度「食育月間」実施要綱の制定について（通知）

令和 3 年度からおおむね 5 年間を計画期間とする第 4 次食育推進基本計画においては、毎年 6 月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るとされています。

また、「食育月間」の実施に当たって、農林水産大臣は同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱を定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表するとしています。

この度、「令和 5 年度「食育月間」実施要綱」を別添のとおり定めましたので、御了知願います。

貴省におかれましては、同要綱に基づき、「食育月間」における食育の取組を推進していただきますようお願いいたします。また、貴省関係機関・団体等に対して、本件について御周知いただくよう、併せてお願いいたします。

(別添)

令和5年度「食育月間」実施要綱

令和5年4月13日
農林水産大臣決定

1. 趣旨

国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることができることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

食育により、国民の健全な食生活の実現、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産・消費の推進並びに食料自給率の向上を図り、それらを通じて、国民の心身の健康の増進及び豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システムを構築することが期待されている。

食育を推進するための活動については、食育基本法（平成17年法律第63号）、第4次食育推進基本計画（令和3年3月食育推進会議決定。以下「基本計画」という。）等を踏まえ、多様な主体の参加及び協力を得て、国民運動として全国において展開していくことが重要である。

基本計画においては、毎年6月が「食育月間」として定められており、その期間中に、各種広報媒体、行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るものとされている。

本実施要綱は、食育基本法及び基本計画を踏まえ、食育月間の実施に当たっての重点事項、実施方法等を定めるものである。

2. 期間

令和5年6月1日（木）から6月30日（金）までの1か月間

3. 実施体制

農林水産省をはじめ、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省等の食育を推進する関係府省庁が協力しつつ実施する。また、地方公共団体及び関係機関・団体に対しても参加を呼びかけ、全国的な食育推進運動の展開を図る。

4. 重点事項

基本計画を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続

可能な食を支える食育の推進及び③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいて、SDGs の考え方を踏まえ、食育推進運動の関係者が相互に連携する視点を持って総合的に普及啓発を図る。

(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

社会における高齢化の進行の中で、健康寿命の延伸が国民的課題であり、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、ライフステージ、ライフスタイル、多様な暮らし等に対応し、切れ目のない生涯を通じた食育を推進することが重要である。

生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を実現し、全ての国民が健全で充実した食生活を実現することを目指し、家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ生涯を通じた食育を推進する。

また、子供のうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていく基礎になることに留意する。

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

国民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食育関係者を含む国民が一体となって、食を支える環境の持続に資する食育を推進する。

① 食と環境の調和：環境の環（わ）

環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育を推進する。

② 農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪（わ）

農林漁業体験の推進、生産者、消費者等との交流促進、地産地消の推進等、食の循環を担う多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進する。

③ 日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和（わ）

食育活動を通じて、郷土料理、伝統料理、食事の作法等、伝統的な地域の多様な和食文化を次世代へ継承するための食育を推進する。

(3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

デジタル技術の活用が喫緊の課題となるとともに、「新たな日常」は食を見つめなおす契機ともなっている。上記（1）及び（2）に示した重点項目に横断的に取り組むため、「新たな日常」においても食育を着実に実施する。

また、オンライン料理教室等のデジタル技術を活用した食育を推進するため農林水産省が作成した「デジタル食育ガイドブック」を活用するほか、より多くの国民による主体的な運動となるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用

して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりを出るデジタル化に対応した食育を推進する。

「デジタル食育ガイドブック」URL

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/movie/index.html#guide>

5. 実施方法

食育月間においては、主に以下の事項の集中的な実施を通じて、基本計画第3「食育の総合的な促進に関する事項」に基づく取組を推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の発生状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく各種措置、内閣官房や厚生労働省からの通知等に基づき、感染防止対策を講じるとともに、必要に応じて行事等の開催方法等について、デジタル技術の活用を含めて適切な方法を検討するものとする。

(1) 食育推進全国大会の開催

第18回食育推進全国大会を、令和5年6月24日（土）及び6月25日（日）に農林水産省、富山県及び第18回食育推進全国大会富山県実行委員会の共催により、富山県富山市において開催し、食育について国民への直接的な理解促進を図る。

また、ボランティア等の民間等の食育関係者が自発的に行う優れた活動を奨励するため食育活動表彰を実施し、大会において表彰式を行う。

(2) 各地域等における食育の取組

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がシンポジウム、講習会、展示会、調理、生産等の体験活動等の食育をテーマとした行事等を全国各地で開催する。

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法及び知見を食育関係者間で情報共有するとともに「全国食育推進ネットワーク」の周知し、及び「全国食育推進ネットワーク」による食育の推進に向けたセミナー等を実施する。

「全国食育推進ネットワーク」URL

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/index.html>

(3) 各種広報媒体等の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページ、SNS等の各種媒体を活用するとともに、世

代区分等に応じた具体的な取組を提示した「食育ガイド」等を活用した食育の普及啓発を実施する。

(4) 日常的な活動の場の活用

関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体がそれぞれの日常的な活動（特に、教育・保育、医療・保健、農林漁業、食品関連事業等に関する活動）の場所や機会を積極的に活用した食育の普及啓発を実施する。

6. 食育月間実施上の留意事項

実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 毎年6月の「食育月間」及び毎月19日の「食育の日」に関する認知度を高めるため、情報発信をこれまで以上に充実させるよう努める。
- (2) より効果的な食育推進運動を実施する観点から、広報媒体への相乗り、行事の共催等、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等様々な主体が相互に積極的な連携を図る。
- (3) 食育の推進について成果を挙げるためには、国民が自ら取り組むことが重要であることから、国民が共感し、自発的に食育を実践する意識及び意欲が醸成されるよう配慮する。
- (4) 食育推進運動を継続的に展開するため、仕事と生活の調和、家族や地域の大切さ等の観点にも配慮しつつ、「食育の日」の普及啓発を行うとともに、家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼び掛ける。
- (5) 地域において関係者が食育に関する課題及び取組の方向性を共有し、連携・協働して取組を推進していくため、地方公共団体がそれぞれ作成する食育推進計画について、地域の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育に関わる様々な関係者に対し、各種会合における説明、広報誌・機関誌への掲載等を通じて共有を図るとともに、地域住民への周知に努める。

令和5年3月29日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく
学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について

政府においては、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第11条第7項に基づき、令和5年3月22日、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）の変更を閣議決定しました。

成育医療等基本方針においては、「成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項」として、別紙のとおり、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされ、そのため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどとされています。

このことを踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めるようお願いいたします。これまで「健やか親子21（第2次）の中間評価等に関する検討会報告書」を踏まえ、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼してきたところですが、各自治体においては、教育委員会と保健部局とが連携し、必要に応じて、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用したり、産婦人科医や助産師等の専門家と連携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いいたします。

なお、厚生労働省の国庫補助事業「性と健康に関する相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援を行っています。同事業が子ども家庭庁に移管される令和5年度以降も、当該支援を継続する予定ですので、保健部局と教育委員会で連携し、御活用いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

（学校教育について）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

（保健施策及び性と健康に関する相談センター事業について）

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 母子保健係

T E L : 03-5253-1111（内線 4975）

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月）
（抜粋）

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

（3）その他成育過程にある者に対する専門的医療等

- 各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者は、地域の学校医や小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等と連携を図り、思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題について、学校等へ情報を共有するなどの適切な連携方法を検討することが期待される。

2 成育過程にある者等に対する保健

（1）総論

- 不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。

（4）学童期及び思春期における保健施策

- 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。
- 思春期の人工妊娠中絶、梅毒及びHIV感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行う。
- 思春期のこころの問題も含むこどもの性と健康の問題に対応するため、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の連携を推進する。

（5）生涯にわたる保健施策

- 思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

3 教育及び普及啓発

（1）学校教育及び生涯学習

- 男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。（再掲）

薬生監麻発 0522 第 1 号
令和 5 年 5 月 2 2 日

各都道府県・指定都市衛生主管部（局）長
各都道府県・指定都市青少年行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市消費者行政主管部（局）長
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長 殿
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学法人事務局長

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長
消費者庁消費者政策課長
こども家庭庁成育局安全対策課長
法務省大臣官房秘書課長
財務省関税局調査課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
(公 印 省 略)

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（依頼）

政府では、薬物乱用の根絶のため、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携した総合的な対策を推進しているところです。

今般、警察庁が発表した令和4年における組織犯罪の情勢（※1）によると、令和4年中の我が国の薬物情勢は、覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向を示しているものの、薬物事犯全体の検挙人員の約5割と最も多く、依然として我が国における根強い覚醒剤需要について憂慮すべき事態が続いております。

また、大麻事犯の検挙人員は5,342人で、過去最多を記録した前年に続く高い水準にあり、「大麻乱用期」の渦中にあると言えます。とりわけ、大麻事犯の検挙人員の約7割が30歳未満の若年層であり、若年層における大麻の乱用拡大が問題となっています。

さらに、危険ドラッグの検挙人員については、279人と前年から倍増しており、中でも危険ドラッグ乱用者のうち、30歳未満の占める割合が増加しています。

こうした中、薬物乱用による健康被害等の危険性、青少年の非行・被害の防止、犯罪の予防・再犯防止等について、国民に深く理解を促すための各種運動・月間

等（※2）の時期を迎えます。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましては、当該時期において、下記の事項に御留意いただき、資料を有効に活用するなどして、薬物乱用防止のための広報啓発活動に重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

※1 警察庁「令和4年における組織犯罪の情勢」

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/R04sotaijousei/R4jousei.pdf>

※2 各種運動・月間等

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」（5月～6月）
- ・「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（6月20日～7月19日）
- ・「薬物乱用防止広報強化期間」（6月～7月）
- ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）
- ・「“社会を明るくする運動”強調月間」（7月）
- ・「再犯防止啓発月間」（7月）
- ・「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（10月～11月）

記

1 薬物乱用に関する正しい知識の周知徹底

昨今、増加傾向が顕著な大麻の乱用に関しては、海外の一部の国における大麻の嗜好・医療・産業目的での解禁による影響や、インターネット上での「身体への影響がない」「依存性がない」等の誤情報の流布等により、国民、特に若年層による大麻の乱用が助長されている恐れがある。

また、近年大麻の乱用形態が変化し、大麻濃縮物である大麻ワックス、大麻リキッド等が我が国に流入しその乱用拡大が懸念される状況にある。

政府としては、このような薬物情勢に留意しつつ、薬物乱用の危険性や健康被害等の情報を広く周知するため、啓発内容の充実に努めていくことが必要であると考えている。

このため、青少年、保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センター等の少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者に対しても、大麻を始めとする薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底し、薬物乱用根絶のための更なる気運の醸成を図る。

2 青少年に対する広報啓発活動の強化

薬物乱用を防止するためには、早い時期から薬物乱用の危険性についての正しい知識を身につけ、地域全体で薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させ

ることが重要である。

このため、学校等において、薬物乱用に関する正しい知識・情報を周知するための取組を積極的に推進するとともに、薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職の少年に対しても正しい知識・情報が周知されるよう、労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携し、訴求対象に応じた広報媒体を活用する等、効果的な啓発活動に努める。

また、青少年がインターネットを通じて乱用薬物等の誤った情報に触れる危険性が増加していることから、各地方公共団体の相談窓口、インターネット・ホットラインセンターやあやしいヤクブツ連絡ネット等の周知・利用促進を図るとともに、保護者や地域の指導者等に対しては、青少年のインターネットの適切な利用についても併せて周知する。

3 薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口等の周知徹底

我が国の覚醒剤事犯については、総検挙人員の65パーセント以上が再犯者であり、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題とされている。

薬物の再乱用防止を図るためには、薬物乱用者本人に対する適切な治療、社会復帰支援及びその家族への支援体制を整えることが重要である。

このような薬物再乱用防止対策を充実強化するため、薬物乱用者や薬物問題を抱える家族等が早期に相談でき、個々の状態及び状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、地域における相談窓口等の周知徹底を図る。

4 関係機関等の連携強化

薬物乱用の防止を一層推進するためには、地域全体、ひいては社会全体における薬物根絶意識の醸成を図ることが重要であり、関係機関、団体等が連携を密にし、一丸となって各種取組を推進する必要がある。

このため、広報啓発活動の実施に当たっては、薬物乱用対策推進地方本部等の枠組みを積極的に活用して、関係機関・部局間の情報共有を図るとともに、標記運動・月間等に係る取組を有機的に連動させるなど、関係機関、団体等が連携を密にした効果的な啓発活動を推進する。

また、青少年の薬物再乱用防止の観点から、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「少年サポートチーム」等、困難を抱える青少年を地域において支援するための枠組みを有効活用し、薬物問題を抱える青少年やその家族等が継ぎ目なく、安心して適切な支援を受けられるよう努める。

資料1 薬物乱用防止啓発訪問事業〔厚生労働省〕

- <https://www.d-info.net/>
- 資料2 青少年向け普及啓発用パンフレット「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」健康にいきようパート36」〔厚生労働省〕
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001038789.pdf>
- 資料3 ご家族の薬物問題でお困りの方へ（家族読本）〔厚生労働省〕
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html
- 資料4 あやしいヤクブツ連絡ネット〔厚生労働省〕
<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>
- 資料5 サキドリ情報便！～「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用の防止〔内閣府、厚生労働省〕
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24645.html>
- 資料6 宇賀なつみのそこ教えて！～間違った情報に注意！ 大麻の本当の怖さ〔内閣府、厚生労働省〕
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg23100.html>
- 資料7 政府インターネットテレビ「たった一度の過ちがあなたの一生を台無しに ストップ・違法薬物！」〔内閣府、厚生労働省〕
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg17357.html>
- 資料8 青少年の非行・被害防止全国強調月間ホームページ〔こども家庭庁〕
<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyuu/hikouhigai-gekkau/>
- 資料9 保護者向け普及啓発リーフレット集〔こども家庭庁〕
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_use/leaflet.html
- 資料10 政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」（若者を中心に大麻による検挙者が急増！「誘われて」「興味本位で」が落とし穴に。）〔内閣府、警察庁〕
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201806/3.html>
- 資料11 薬物乱用防止資料「薬物乱用のない社会を」〔警察庁〕
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutu_jyuki/yakubutu_nodrug.pdf
- 資料12 大麻対策のためのポータルサイト〔警察庁〕
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutu_jyuki/illegal_cannabis/index.html
- 資料13 外国人向け広報啓発パンフレット「Drug Control in Japan」〔警察庁〕

https://www.npa.go.jp/english/bureau/organized_crime_department/index.html

資料14 “社会を明るくする運動” ホームページ〔法務省〕

https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html

資料15 大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料〔文部科学省〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm

資料16 7月は「再犯防止啓発月間」です〔法務省〕

https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00051.html

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

03-5253-1111 (内 2796・2778)

警察庁生活安全局人身安全・少年課

非行防止対策企画係

03-3581-0141 (内 3071・3072)

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課

薬物銃器対策室企画係

03-3581-0141 (内 3272・3275)

消費者庁消費者政策課

03-3507-9186 (直通)

こども家庭庁成育局安全対策課

環境整備係 03-6858-0155

法務省大臣官房秘書課

総務係 03-3580-4111 (内 2083)

財務省関税局調査課

総括係 03-3581-4111 (内 4887)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

がん教育推進係

03-5253-4111 (内 2931)

○熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例

(平成 22 年 10 月 15 日条例第 47 号)

改正平成 29 年 3 月 24 日条例第 19 号

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、県民の歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、食生活・食育関係者及び県民の役割等を明らかにするとともに、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士をいう。
- (2) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの(歯科医師等を除く。)をいう。
- (3) 教育関係者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校又は同法第 124 条に規定する専修学校において、幼児、児童、生徒又は学生の歯及び口腔の健康に関する指導を行うものをいう。
- (4) 福祉関係者 福祉サービスを提供する者で、歯及び口腔の健康に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うものをいう。
- (5) 学校等 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校をいう。
- (6) 食生活・食育関係者 地域及び学校等において栄養指導、食生活の相談等食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師、食生活改善推進員等をいう。
- (7) 保険者 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第5条 県は、市町村と連携し、及び協力して歯及び口腔の健康づくりの施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市町村等への支援)

第6条 県は、市町村が歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、事業者及び保険者が行う歯及び口腔の健康づくりの活動に対し、広域的又は専門的見地からの情報の提供及び助言を行うものとする。

(歯科医師等の役割)

第7条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策並びに市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する保健サービスに協力するよう努めるものとする。

2 歯科医師等で組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の役割)

第8条 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者は、基本理念にのっとり、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者又は食生活・食育関係者でそれぞれ又は連携して組織される団体は、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所で雇用する従業員の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、被保険者及びその被扶養者の歯科に関する健康診断の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第10条 県民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう自ら努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策又は保健サービスを活用するとともに、歯科医師等の支援を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、家庭において、その子どものむし歯及び歯周病の予防及び早期治療の勧奨、健康な食生活の実現その他歯及び口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(歯科保健医療計画)

第11条 知事は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「歯科保健医療計画」という。)を定めるものとする。

2 歯科保健医療計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯及び口腔の健康づくりに関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯科保健医療計画を定めようとするときは、あらかじめ市町村、歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び食生活・食育関係者の意見を聴かなければならない。

4 知事は、歯科保健医療計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯科保健医療計画の変更について準用する。

(施策の推進)

第12条 県は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 県民が生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりについて知識及び理解を深めるために必要な啓発並びに県民の歯及び口腔の健康づくりに寄与する人材の育成を推進すること。
- (2) 乳幼児及び少年(小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者をいう。)に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び教育関係者との連携を図り、歯磨き、フッ化物応用その他のむし歯及び歯周病の予防のための対策を推進すること。

(3) 障害者、介護を必要とする者又は妊婦に対し、市町村、歯科医師等、保健医療関係者及び福祉関係者との連携を図り、口腔機能の向上又は歯周病の予防のための対策を推進すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

(学校等への支援)

第13条 県は、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周病を予防するため、学校等における歯磨き、フッ化物洗口の普及その他の効果的な取組に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条の規定による学校保健計画又はこれに準じた計画に位置付けることその他のフッ化物洗口の的確な実施のために必要な助言を行うものとする。

(歯科保健等に関する実態調査)

第14条 県は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、県民の歯科保健及び歯科疾患の実態について必要な調査を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている歯及び口腔の健康づくりに関する県の基本的な計画であって、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するためのものは、第11条第1項の規定により定められた歯科保健医療計画とみなす。

附 則(平成29年3月24日条例第19号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条中熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項の改正規定及び第4条中熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第2条第5号の改正規定(「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ発生時における学校の臨時休業等について

熊本県教育庁

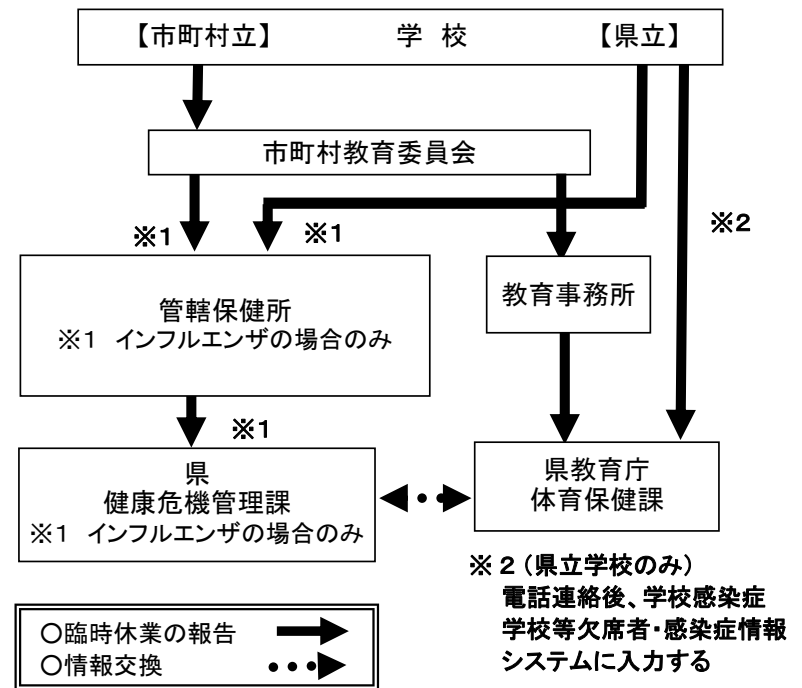
○学校の児童、生徒について、一般医療機関等で新型コロナウイルス感染症・インフルエンザと診断された者が発生した場合、左下表の「県立学校における臨時休業の判断基準」を参考に、学校医等の意見を踏まえ臨時休業の判断を行う。なお、学年閉鎖及び休校については感染の状況や学校行事等を踏まえ総合的に判断すること。
その後、右下図により県教育委員会等に報告する。

臨時休業を実施する期間：原則として患者との最終接触日を0日とし、4日目まで休業する。

【県立学校における臨時休業の判断基準】

感染者等の状況	臨時休業の適用範囲
新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ様患者をあわせて、当該学級在籍者の2人以上かつ学級内で感染が広がっている可能性が高い場合(25%程度)	当該校の学級閉鎖
学年全体にまん延のおそれがあるとき	当該校の学年閉鎖
学校全体にまん延のおそれがあるとき	当該校の休校

【臨時休業をした際の報告の流れ】



【感染が判明した時の出席停止期間】

新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を一日目として)五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を一日目として)五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあっては、三日)を経過するまで

別紙

義務教育諸学校児童生徒の学校事故及び健康被害に関する報告の連絡系統図

報告の種類		報告様式	連絡系統	
感染症		A-①（速報、追加）	学校⇒地教委⇒教育事務所⇒体育保健課 ↓ ↓ 管轄保健所 （健康教育班） 食中毒または感染症の集団感染の恐れを探知した場合は、速やかに管轄保健所に連絡	
		A-③（最終報告）		
感染症 （学校給食従事者）		A-④（速報、追加）		
感染症 （新型コロナウイルス感染症）		A-⑤		
食中毒	授業中			A-①（速報、追加）
	その他			A-③（最終報告）
	学校給食			A-②（速報、追加）
				A-③（最終報告）
結核		B		
麻しん様疾患		C		
インフルエンザ様疾患		D		
光化学スモッグ		E		
飲料水等		F		
熱中症 （体育・スポーツ活動中）		F	学校⇒地教委⇒教育事務所⇒体育保健課 （学校体育班）	
体育・スポーツ活動中の事故				
水難事故				
登山事故				
アナフィラキシーショック		G	学校⇒地教委⇒教育事務所⇒体育保健課 （健康教育班）	
学校給食における異物混入		H		

★必要に応じて体育保健課から、義務教育課及び関係各課へ情報提供を行う。

注1：事故及び被害の概要を把握後、直ちに電話及びFAXで体育保健課に速報を行う。

注2：速報後、新たに報告すべき変化が生じた場合は、追加報告を行う。

注3：重大な学校事故・健康被害については、詳細な事故報告を後日提出する。

別紙

県立学校児童生徒の学校事故及び健康被害に関する報告の連絡系統図

報告の種類		報告様式	報告先	相談	
感染症		A-①（速報、追加）	<input type="checkbox"/> 体育保健課（健康教育班） <input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 学校医	
		A-③（最終報告）			
感染症 （学校給食従事者）	A-④（速報、追加）				
食中毒	授業中	A-①（速報、追加）			
	その他	A-③（最終報告）			
	学校給食	A-②（速報、追加）			
A-③（最終報告）					
結核	B				
麻しん様疾患	C				
光化学スモッグ	E				
飲料水等	F		<input type="checkbox"/> 学校薬剤師		
インフルエンザ	感染症システムに入力				
新型コロナウイルス感染症	感染症システムに入力	<input type="checkbox"/> 体育保健課（健康教育班）	<input type="checkbox"/> 学校医		
熱中症 （体育・スポーツ活動中）	F	<input type="checkbox"/> 体育保健課（学校体育班）			
体育・スポーツ活動中の事故		<input type="checkbox"/> 体育保健課（学校体育班）			
水難事故					
登山事故					
アナフィラキシーショック	G				
学校給食における異物混入	H	<input type="checkbox"/> 体育保健課（健康教育班）			
県立学校 給食従事者のノロウイルス 高感度検便検査申請書	別紙様式①				

★様式送付及び感染症システム入力の際は、体育保健課に電話連絡を行う。

★必要に応じて体育保健課から、高校教育課及び関係各課へ情報提供を行う。

★教職員に関する交通事故・学校事故・健康被害については、学校人事課へ速報を行う。

注1：事故及び被害の概要を把握後、直ちに電話及びFAXで体育保健課に速報を行う。

注2：速報後、新たに報告すべき変化が生じた場合は、追加報告を行う。

注3：重大な学校事故・健康被害については、詳細な事故報告を後日提出する。

※重大な事故（死亡・意識不明・重体・入院等）

アナフィラキシー発生報告(H27.4~R5.5)

様式G: 体育保健課提出分

		校種	発生時刻		発生場所	原因物質	既往歴	エピペンの使用	学校生活管理指導表の有無
平成27年度	1	小学校	給食	給食	教室	不明	有(牛乳、卵)	有	有
	2	小学校	給食	給食	教室		有(卵、ごま、アーモンド)	無	有
	3	高等学校	5限目	体育	体育館	エビ(疑い)	無	無	無
平成28年度	1	中学校	5限目	体育	運動場	不明	有	有	有
	2	高等学校	3・4限目	家庭科	調理室	乳製品	有	有	無
	3	小学校	昼休み		運動場	いか	無	無	無
平成29年度	1	高等学校	3限目	体育	体育館	不明	無	無	無
	2	小学校	5限目	家庭科	廊下	エビ(疑い)	有(エビ)	無	無
	3	小学校	掃除		教室	エビ、イカ	無	無	無
	4	高等学校	5限目	体育	運動場	不明	無	無	無
30平成年度	1	中学校	5限目	学校行事	校外	エビ	無	無	無
	2	高等学校	5限目	体育	運動場	鎮痛剤	有	無	無
令和元年度	1	高等学校	5限後	体育後	教室	食品添加物	無	無	無
	2	中学校	昼食後	昼休み	教室	ナッツ類	有	無	有
	3	高等学校	5限目	体育	運動場	イカ	無	無	無
	4	中学校	5限目	体育	プールサイド	エビ	無	無	無
	5	高等学校	昼食後	部活動	体育館	そば	無	無	無
	6	小学校	帰りの会		教室	不明	有	無	有
	7	小学校	掃除		教室	不明	有	有	有
	8	小学校	登校直後		教室	不明	有	有	有
	9	高等学校	6限目	体育	教室	不明	無	無	無
	10	高等学校	5限目	体育	運動場	不明	有	無	無
	11	小学校	昼食後	昼休み	運動場	不明	有	有	有
2令和年度	1	高校	5限目	体育	体育館	大豆	無	無	無
	2	小学校	昼休み	昼休み	教室	大麦	有	無	無
	3	小学校	昼休み	昼休み	体育館	不明	無	無	無
	4	小学校	放課後		自宅	ピーナッツ	有	無	有
	5	小学校	昼休み	昼休み	教室	不明	有	有	有
3令和年度	1	高等学校	昼休み	昼休み	教室	果物	無	無	無
	2	小学校	昼休み	昼休み	教室	不明	有	有	有
	3	小学校	昼休み	昼休み	教室	甲殻類	無	無	無
	4	中学校	1限目	体育	体育館	不明	無	無	無
4令和年度	1	小学校	昼休み	掃除	教室	不明	有(牛乳、乳製品、卵)	有	有
	2	小学校	昼休み	掃除	教室	不明	有(牛乳、乳製品、卵)	有	有
	3	高等学校	5限目	体育	グラウンド	不明	有	無	無
	4	小学校	昼休み	掃除	教室	鶏肉	有(牛乳、乳製品、卵)	有	有
	5	小学校	昼休み	昼休み	運動場	不明	無	無	無

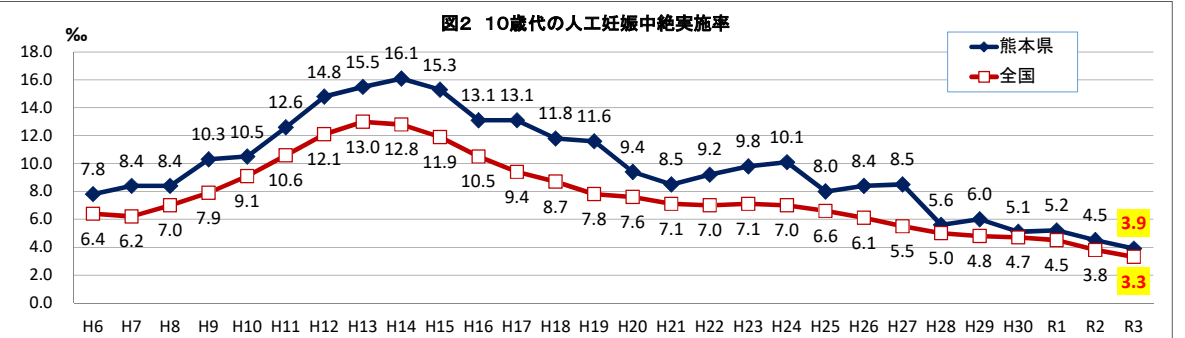
表10 人工妊娠中絶実施率 年齢階級別

年度	総数		20歳未満		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳	
	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国
S50	25.1	22.1	3.0	3.1	29.7	24.7	44.1	34.3	49.7	38.4	34.6	29.2	15.8	13.8	1.5	1.5
S55	21.7	19.5	6.2	4.7	30.5	23.3	35.8	29.3	44.3	33.2	28.7	26.8	12.3	12.0	1.2	1.3
S60	21.1	17.8	6.9	6.4	27.9	22.0	30.9	24.6	37.8	31.5	28.9	26.2	12.9	11.2	1.3	1.1
H 元	18.5	14.9	6.6	6.1	26.5	19.5	24.1	20.4	32.6	26.4	26.4	23.5	13.3	10.8	0.8	0.9
H 2	18.2	14.5	7.7	6.6	27.1	19.8	24.4	19.7	30.9	25.4	26.3	22.7	12.8	10.3	0.7	0.8
H 3	17.1	13.9	8.1	6.9	25.4	19.1	22.6	19.1	29.2	23.7	24.4	21.7	11.3	9.3	0.6	0.8
H 4	16.3	13.2	7.9	6.8	24.7	18.6	21.2	17.7	26.5	22.3	24.4	20.6	10.7	8.8	1.3	0.9
H 5	15.3	12.4	7.8	6.6	20.4	17.8	21.8	16.8	24.6	20.4	21.9	19.2	10.2	8.3	1.0	0.8
H 6	15.2	11.8	7.8	6.4	22.8	17.1	21.0	15.8	24.4	18.6	22.7	18.1	10.5	8.0	1.1	0.8
H 7	15.2	11.1	8.4	6.2	23.6	16.6	21.3	15.4	22.9	17.2	21.9	16.9	9.9	7.5	0.9	0.7
H 8	14.6	10.9	8.4	7.0	25.1	16.8	20.4	14.5	23.4	16.7	20.9	16.1	9.7	7.3	0.7	0.6
H 9	14.5	11.0	10.3	7.9	24.1	17.1	20.6	14.7	22.4	15.9	20.6	15.5	9.2	7.2	0.7	0.6
H10	14.5	11.0	10.5	9.1	24.9	17.7	20.2	14.5	21.3	14.9	20.2	14.7	8.5	6.8	0.7	0.6
H11	14.8	11.3	12.6	10.6	26.4	18.8	21.7	14.5	21.0	14.4	18.4	14.0	8.3	6.5	0.5	0.5
H12	15.5	11.7	14.8	12.1	29.4	20.5	22.3	15.4	21.9	14.5	17.9	13.2	8.2	6.2	0.9	0.5
H13	15.4	11.8	15.5	13.0	28.2	20.6	21.3	15.2	21.3	13.7	17.3	13.0	8.1	6.0	0.6	0.5
H14	15.0	11.4	16.1	12.8	29.2	20.3	20.7	14.8	18.9	13.5	16.7	12.1	6.7	5.6	0.5	0.5
H15	15.0	11.2	15.3	11.9	28.8	20.2	20.3	14.8	21.1	13.3	15.9	11.6	6.7	5.4	0.6	0.5
H16	14.3	10.6	13.1	10.5	28.4	19.8	20.0	14.4	19.3	12.7	14.9	10.9	6.7	5.1	0.6	0.4
H17	14.4	10.3	13.1	9.4	29.6	20.0	21.6	14.6	17.5	12.4	14.9	10.6	6.6	4.8	0.5	0.4
H18	14.9	9.9	11.8	8.7	30.0	19.2	23.4	14.6	18.9	12.1	15.5	10.0	6.7	4.5	0.5	0.4
H19	14.1	9.3	11.6	7.8	27.8	17.8	21.1	14.3	19.0	11.4	15.1	9.5	6.3	4.2	0.4	0.4
H20	13.2	8.8	9.4	7.6	24.9	16.3	21.0	13.8	18.8	11.2	14.0	9.1	5.9	4.1	0.5	0.4
H21	12.0	8.2	8.5	7.1	22.1	15.1	20.8	13.1	15.8	10.7	13.4	8.5	5.2	3.8	0.6	0.3
H22	11.6	7.9	9.2	7.0	22.1	14.9	17.7	12.7	16.4	10.2	12.3	8.3	5.8	3.7	0.5	0.3
H23	11.3	7.5	9.8	7.1	21.3	14.1	18.2	12.0	16.5	10.0	11.7	7.9	4.9	3.4	0.3	0.3
H24	10.4	7.4	10.1	7.0	19.7	14.1	16.4	11.8	13.8	9.9	11.3	7.8	5.0	3.4	0.4	0.3
H25	9.8	7.0	8.0	6.6	18.9	13.3	15.9	11.3	13.6	9.8	11.1	7.6	4.4	3.4	0.6	0.3
H26	10.0	6.9	8.4	6.1	17.9	13.2	15.6	11.2	15.0	10.0	12.3	7.7	4.4	3.4	0.3	0.3
H27	9.3	6.8	8.5	5.5	17.6	13.5	14.6	11.2	13.7	10.0	10.4	7.7	4.2	3.4	0.4	0.3
H28	8.6	6.5	5.6	5.0	16.6	12.9	14.0	10.6	13.1	9.6	10.4	7.6	4.2	3.3	0.4	0.3
H29	9.3	6.4	6.0	4.8	17.2	13.0	15.4	10.5	14.3	9.5	11.4	7.6	4.8	3.2	0.3	0.3
H30	8.8	6.4	5.1	4.7	16.7	13.2	14.6	10.4	13.7	9.2	10.8	7.6	4.9	3.2	0.4	0.3
R 1	8.3	6.2	5.2	4.5	14.9	12.9	13.3	10.4	13.4	8.9	10.4	7.6	4.5	3.2	0.5	0.3
R 2	7.5	5.8	4.5	3.8	14.1	12.2	12.8	9.7	11.6	8.3	9.5	7.2	4.4	3.2	0.3	0.3
R 3	6.3	5.1	3.9	3.3	11.9	10.1	10.4	8.4	9.8	7.3	8.1	6.5	3.4	3.0	0.3	0.3

(注1)「母体保護統計報告」により報告を求めている平成13年までは年報告、「衛生行政報告例」に統合された平成14年度からは年度報告。
「総数」は、分母には15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数字を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算。
「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算。

表11 令和3年度人工妊娠中絶実施率 都道府県別5歳年齢階級別 ワースト順位

総数	20歳未満		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳		
全国	5.1	全国	3.3	全国	10.1	全国	8.4	全国	7.3	全国	6.5	全国	3.0	全国	0.3
宮崎	7.5	東京	5.3	東京	16.0	鳥取	12.0	宮崎	12.1	宮崎	10.3	宮崎	4.5	岩手、東京、石川、滋賀、鳥取、鹿児島	0.4
東京	7.0	大阪	4.6	宮崎	15.6	宮崎	11.4	高知	10.3	鳥取	9.9	高知 鹿児島	3.9	宮城、秋田、群馬、千葉、富山、福井、長野、大阪、鳥取、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎	0.3
鳥取	6.7	福岡 宮崎	4.5	大阪	13.2	徳島	11.0	青森	10.1	鹿児島	8.7	鳥取 長崎	3.8		
福岡	6.6	北海道	4.0	沖縄	13.1	鹿児島	10.9	佐賀、熊本、鹿児島	9.8	福島 高知	8.6	福岡	3.7	北海道、青森、山形、福島、茨城、埼玉、神奈川、新潟、岐阜、静岡、三重、京都、兵庫、奈良、和歌山、岡山、香川、高知、大分、沖縄	0.2
鹿児島	6.5	広島 熊本	3.9	鹿児島	12.8	東京	10.8	長崎	9.6	岩手	8.3	青森 徳島	3.5		
熊本	ワースト7位	熊本	ワースト6位	熊本	ワースト12位	熊本	ワースト8位	熊本	ワースト4位	熊本	ワースト8位	熊本	ワースト9位	熊本	ワースト7位



令和4年度薬物乱用防止教室開催状況(熊本県)

1 学校数 (単位:校)

学校種別	小学校	中学校	高等学校	合計
学校数	332	160	52	544

※ 分校を除く。

※ 特別支援学校、定時制及び通信制は除く。

2 薬物乱用防止教室を開催した学校 (単位:校)

学校種別	小学校	中学校	高等学校	合計
学校数	329	159	50	538
開催率	99.1%	99.4%	96.2%	98.9%

※小学校では、対象学年への実施は100%である。

3 薬物乱用防止教室を開催した学校の年間延べ回数 (単位:校)

開催回数	小学校	中学校	高等学校	合計
1回	321	150	48	519
2回	7	5	1	13
3回	1	4	1	6
4回以上	0	0	0	0

4 依頼した講師の職種 (単位:校)

職種	小学校	中学校	高等学校	合計
警察職員	56	33	16	105
麻薬取締官・員OB	0	0	2	2
学校薬剤師等薬剤師	232	95	11	338
学校医等医師	7	2	0	9
矯正施設職員	6	4	1	11
保健所職員	18	8	1	27
精神保健センター職員	1	2	1	4
税関職員	1	5	4	10
大学教員等	0	1	5	6
薬物乱用防止指導員	12	4	5	21
民間団体等構成員	0	3	2	5
薬物乱用防止教育に造形の深い指導的な教員	2	0	0	2
その他	14	12	5	31

5 実施した時間の教育課程上の扱い (単位:校)

区分	小学校	中学校	高等学校	合計
体育・保健体育	220	25	3	248
特別活動(学級・ホームルーム活動)	104	51	36	191
特別活動(学校行事)	22	38	11	71
特別活動(児童・生徒会活動)	0	1	0	1
総合的な学習の時間	5	50	1	56
その他	0	3	1	4

※分校を除く

※特別支援学校、定時制、通信制を除く

※中学校においては県立中学校3校を含む。